

令和2年度第3回琴浦町地域福祉推進協議会（報告）

日時：令和2年8月5日（水）

19時00分から21時05分

場所：琴浦町社会福祉センター 中会議室・大会議室

《 日 程 》

※主な内容を掲載しています。

1 開 会

- あいさつ
- ・ 推進協議会座長
 - ・ 琴浦町社会福祉協議会長

2 報告事項

(1) 第2回議事録について

事務局：第3回会議で説明した「基本理念」の制定の考え方について、本協議会で検討をお願いしたい。

(座長)

事務局の説明に対し、会長のあいさつにもありましたが、第2回会議で、渡辺福祉あんしん課長から、行政はコロナウイルス感染症により、計画策定が来年度になるという説明がありました。ついては行政と一体的に策定するという方向であると、「基本理念」については、地域福祉計画と地域福祉活動計画と別々に立てるのか、同じにするのがいいか、はっきりしておいた方が良く思う。委員の方々の意見を聞きたい。

(委員) 計画を行政と一体化して策定する場合には、「基本理念」は一本化した方がいいと思う。

(アドバイザー) 計画策定直後に生じた新たな課題、地域共生社会の実現への対応が必要となったが、法改正など大きな制度改正があれば、計画中途であっても計画は見直すべきと思います。また、PDCA、計画にはローリングとフォローアップが大切であり、実施結果の点検で明らかとなった課題への対応も必要です。

町計画は来年度に見直すことが決まったので、新計画の一体的策定はできなく、現計画の見直し、中間点検で明らかとなった課題への対応を社協の現計画をどう見直していくのか検討することが必要だと思います。

この場合、現計画の見直しの中で、新たな課題、地域共生社会の実現に向けて何をなすべきか、また、中間点検で明らかとなった課題への対策を盛り込む。そして、町民や関係団体等に地域共生社会について啓発と広報することが大切だと思います。ついては今回の計画の策定は、法律改正に伴い現計画の修正を行い、それを町民に知らせることが必要ではないでしょうか。

(座長) 国の考え方では、地域共生社会の実現に向けた法改正は、少子高齢化や地方創生が叫ばれ、地域の力が弱まっているような実態が浮き彫りになってきたこともあり、急がれる課題でもあります。その課題に対して強化なり充実について、早く取り組めるものは来年に延ばすことなく取り組むのいいのではないかと思います。会長はどう思われますか。

(会長) 座長の言われたとおりです。地域福祉活動計画の見直しについて、策定内容は理事会では協議はしていない。見直し内容については本協議会で検討することになっています。よってどういう見直しをするかは本協議会で決めていくことになります。

私としては、町計画が今年度策定をしないということになりましたので、現計画の中で検証していくこと、また法改正による地域共生社会の実現に向け現計画にどう取り組めるのか検討していくことになると思う。事務方としては検証をしておりますが、十分ではないので本協議会で検討をお願いしたい。その中でまだできていないことや課題がクローズアップされてくると思いますので、今年度はそこまで、本協議会は終了になるのではないかと思います。

(アドバイザー) 今年度、この協議会で行う現計画の見直しは、来年度、町と一体的に策定する新計画にとっても活かされるので無駄にはならないと思います。

(座長) そうすると策定する枠を決めて進めていきたい。地域共生社会の実現に向けてというテーマがありますのでその視点をもって、地域の福祉の力として、例えば福祉委員、愛の輪協力員、民生児童委員の現状はどうか、地域での役割やどのような活動をされているのか。必要であれば現計画の見直しをする方向で行きましょう。

(委員) 本協議会では現計画を検証することとし、第2期地域福祉活動計画の点検をしできていないものを見直しを行うという考え方でいいと思います。

(座長) そうしますと議論の方向性がはっきりしましたので、この方向性で検討を進めていきましょう。

(2) 八頭町社協視察研修(7/27)の中止について
コロナウイルス感染者が発生のため中止とした。

3 説明

(1) 地域共生社会の実現に向けて(事務局より説明)

(座長) 今の説明を具体的にわかりやすく説明していただきたい。

(アドバイザー) 行政の役割、民間の役割、社協の役割、琴浦町の実情に応じて社協は何を担っていくのか。

(座長) 地域共生社会の実現について、地域住民が自らできることは自分たちですするという意識の転換、地域住民同士のつながりが薄くなっている中で、つながっていかなければいけないように、地域でいろいろな役割を持っている福祉委員、愛の輪協力員は社協の系列であり、自治会長は役場、民生児童委員は国の系列であり、指揮命令系統がバラバラになっているようで、地域は一つなので、地域の中の福祉関係者が有機的、機能的になっている地域はいいのだが、高齢化であったりしていることが拍車をかけてうまくいっていない現状もある。そのために地域が力を持つていくことが今求められている。このような地域社会が求められ、このことが地域共生社会の実現と言われているのではないかと思います。

(アドバイザー) 地域共生社会は地域の生活課題をみんなで共有する。例えば高齢者の問題、障がい者、ひきこもりなど地域の生活課題を、みんなで共有し、自分たちのこととして、自分たちでできることは自分たちで解決する。そして、少し高度な福祉課題については専門機関が受け止めるというような役割があると思います。町内会の役割、福祉委員、愛の輪協力員の役割などを計画の中に盛り込むことが必要だと思います。

(委員) 福祉委員、愛の輪協力員、民生児童委員、自治会長で構成する福祉連絡会の取組を

自分の自治会では行っている。地域の課題を把握し共有することをやっておかないと集落の福祉課題を発見、把握することはできないと思う。このことをやっておかないと地域共生社会の実現は難しい。そしてこのことをやっておかないと福祉活動は崩壊するのではないかと思う。

(座長) 地域社会とありますが、地域とはどこの範囲を指すのか。

(委員) 自治会(集落)ではないか

(委員) 小学校単位と思う。

(委員) 生活圏域ではないか。

(アドバイザー) 町内会も50に満たない世帯から200を超える世帯までいろいろあるが、生活圏域は、町内会、校区、公民館単位など、いろいろ捉え方があり役割がある。「地域」とはそれぞれの役割の中でいろいろな捉え方があると思う。

(座長) 今、地域のありようが問われていて、その役割が大切ではないか。身近な集まりが弱っている。

(委員) 自治会の中に福祉委員、愛の輪協力員、区長、民生児童委員など福祉関係者が入らなければいけないと思う。

(委員) 地域共生の実現にはキーパーソンが誰なのか、コミュニティソーシャルワーカー、ケアワーカー、生活支援コーディネーターの役割が重要であると考えます。

(座長) そうしますと地域共生の実現にあたっての考え方が見えてきたように思いますので次に進みたいと思います。

4 検討事項

(1) 地域生活課題の把握と分析

【2グループに分かれワークショップ形式で実施】

(Aグループの主な意見)

- ・自治会に入らないアパートの方の行事への参加や声かけをどうするのか。
- ・福祉委員を専任でなくても人口にあわせた設置をしていけばいいのではないか。
- ・個人情報保護・活用については、自治会の会合で周知し、規約を作成し同意をもらう。
- ・防災の話し合いをきっかけに、福祉関係者(福祉委員や民生委員)と話し合う場をもつ。
- ・自治会内の高齢者の力(特技や経験)を活かすことは地域共生に生きる。

(Bグループの主な意見)

- ・福祉関係者の情報共有の場として福祉連絡会は効果的であり、多くの自治会に立ち上げてもらうことを目標にしてみたらどうか。
- ・支え愛マップの作成をきっかけに福祉連絡会の立ち上げを進めてはどうか。
- ・防災と福祉を結びつけると早くできるのではないか。また町民にわかりやすい。
- ・支え愛マップを全集落に呼びかけていく。そのための下支えを社協が行う。
- ・支え愛マップを作成することで、地域の力、福祉力を高めることにつながる。
- ・支え愛マップ作成から課題を拾うことになる。
- ・障がい者を災害から守るような取り組みも重要である。
- ・福祉で地域づくりを進め、目に見える形にすることはどうか。
- ・他町では「まちの保健室」が活発に活動されている地域もある。
- ・福祉教育が大切である。

- ・地域の中にリーダーが不足している。一つの自治会ではできないので複数の自治会が合同で事業をしている。町内会で一人が頑張ってみてもいけない。地域を広げて仲間を集める。
- ・民生児童委員には守秘義務がある。福祉連絡会を実施している自治会は守秘義務を設定している。
- ・地域では人材不足が要因となっている。
- ・自治会役員をパソコンができないという理由で辞退するケースがある。
- ・会計（会計帳簿関係、文書作成）を支援するニーズがあるのではないか。
- ・コロナウイルスの感染拡大防止で高齢者は疲弊している。集まるところが欲しい。
- ・地域の範囲の定義がない。それぞれの課題や問題に対して地域を決めればいい。

5 ヒアリング調査の実施について （資料にて事務局より説明）

6 閉 会